

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

令和元年5月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	墨田区
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/mynumber/index.html

執行機関名 墨田区長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	墨田区特別保育の利用に関する条例(平成15年墨田区条例第35号)による休日保育、年末保育、一時保育又は緊急一時保育の利用に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	94	
番号法別表第2の項	116	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第23の項 墨田区特別保育の利用に関する条例(平成15年墨田区条例第35号)による休日保育、年末保育、一時保育又は緊急一時保育の利用に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法 第1条	墨田区特別保育の利用に関する条例(平成15年墨田区条例第35号) 第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、墨田区保育所条例(昭和36年墨田区条例第4号)第1条の規定に基づき設置した墨田区保育所(以下「保育所」という。)において特別保育を行うことにより、保護者の就労等を支援するとともに、緊急に保育を必要とする児童等の保護を図り、もって児童及び保護者の福祉の向上を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		墨田区特別保育の利用に関する条例(平成15年墨田区条例第35号) 墨田区特別保育の利用に関する条例施行規則(平成15年墨田区規則第69号)